

## 乳児用食品に係る表示基準（案）について

平成 24 年 3 月 28 日  
消費者庁食品表示課

## 1. 背景

厚生労働省が策定した食品中の放射性物質の新基準値では、乳児用食品に一般食品より低い基準値が適用される。

しかしながら、商品によっては、外見上消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができない場合が想定されることから、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準が適用されるものであるかを判別したうえで商品選択ができるよう、厚生労働省の規格基準策定を踏まえて乳児用食品に係る表示基準を策定する。

## 2. 「乳児用食品」の対象範囲

乳児用食品の範囲について、厚生労働省は、平成 24 年 3 月 15 日付け食安発 0315 第 1 号「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の（一）の（1）の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」の記の第 4 の「2 「乳児用食品」の範囲」において、以下のとおり規定しているところ。

## 『 2 「乳児用食品」の範囲

- （1）法に基づく規格基準において規定された「乳児用食品」の対象となる「乳児」の年齢については、児童福祉法等に準じて「1 歳未満」をその対象とすること。
- （2）一般消費者がその表示内容等により乳児（1 歳未満）向けの食品であると認識する可能性が高いものとする。』

なお、「一般消費者がその表示内容等により乳児（1 歳未満）向けの食品であると認識する可能性が高いもの」については、その判断に当たっては、製

品パッケージの表示の内容や広告媒体（インターネットを含む。）における標榜内容のほか、当該製品の意匠や仕様、そのパッケージ等の意匠、製品に添付されている説明書上の記載や店頭での掲示、取扱い店舗やその陳列場所等の販売形態などの客観的な要素を総合的にとらえて考慮されるべきものである。具体的には次のような食品が該当する。

健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの

- ・ 乳児用調製粉乳  
乳児（1歳未満）の飲食に供することを目的として販売するもの
- ・ 乳児（1歳未満）を対象とした調製粉乳（フォローアップミルクなどの粉ミルク、特別用途食品のうちのアレルゲン除去食品・無乳糖食品）
- ・ 乳児（1歳未満）を対象としたベビーフード
- ・ 乳児（1歳未満）を対象とした菓子や飲料
- ・ その他、乳児（1歳未満）を対象とした飲食物

### 3. 表示基準（案）

これらの主旨を踏まえ、乳児（1歳未満）を対象とした乳児用食品に以下の表示をするとともに、乳児用食品以外の食品に、乳児用食品と紛らわしい表示をしてはならないこととする。

#### （1）乳児用食品の規格基準が適用される食品に対する表示

乳児用食品の規格基準が適用される食品には、その旨を表示することとする。

具体的な表示例については、以下のものとする。

- ・「本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」
- ・「乳児用規格適用食品」
- ・「乳児用規格適用」

## (2) 省略規定

乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、3(1)の表示を省略できることとする。

乳児用食品に係る表示基準策定の目的は、外見上消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができないと考えられる商品について、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準が適用されるものであるかを判別した上で商品選択ができるようにすることにある。

このため、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものについては、本表示基準に基づく新たな表示は不要との考えのもと、以下に示す食品については本省略規定が適用される食品と考えられていたところ。

### <パブリックコメント時の省略規定の適用食品>

「(特別用途食品の)乳児用調整粉乳」との表示が付されている食品

「ヶ月齢から」との表示が付されている食品

「ベビーフード」との表示が付されている食品

その他、乳児向けであることが判別できる表示が付されている食品

(例：調整粉乳(フォローアップミルクなど)、特別用途食品のうちアレルギー除去食品及び無乳糖食品)

今般、前述のとおり、厚生労働省により、乳児用食品の範囲に関して、『法に基づく規格基準において規定された「乳児用食品」の対象となる「乳児」の年齢については、児童福祉法等に準じて「1歳未満」をその対象とすること。』と定められたところである。

これを踏まえると、いわゆる「ベビーフード」については、乳児(1歳未満)も対象に含むものと、1歳以上の幼児だけを対象にするものとの2種類が存在するところ、「ベビーフード」との表示が付されているということだけでは、乳児(1歳未満)も対象に含む食品かどうか判別できない場合もあることから、「ベビーフード」との表示が付されているということだけで本省略規定を適用するのは適当ではない。

したがって、本省略規定が適用される食品は、以下のものが適当である。

<パブリックコメント後の省略規定の適用食品>

- 「(特別用途食品の)乳児用調整粉乳」との表示が付されている食品
- 「ヶ月齢から」や「か月頃から」などのように乳児(1歳未満)を対象とすることが判別できる対象月齢の表示が付されている食品
- その他、乳児(1歳未満)向けであることが判別できる表示が付されている食品
- (例:調整粉乳(フォローアップミルクなど)、特別用途食品のうちアレルギー除去食品及び無乳糖食品)

(3) 紛らわしい表示の禁止規定

乳児用規格適用食品以外の食品には、乳児用規格適用食品である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

消費者が商品を選択する際に、乳児用食品ではないものを乳児用食品と誤認することを避けるため、乳児用規格適用食品以外の食品には、乳児用規格適用食品である旨の表示を付したり、又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととするもの。

なお、例えば、対象年齢が1歳以上の食品であっても、「ベビーチーズ」、「こどもスティック」等の標記については、この標記のみをもって、紛らわしい表示と見なされることはない。

4. 経過措置(案)

現在の暫定規制値に適合する食品でも、十分安全は確保されていると考えられることから、乳児用食品に係る表示基準の公布・施行に際しては、市場に混乱が起きないように、既に印刷済みの包装材に考慮し、1年間を目途に経過措置期間を設定する。

5. 今後の主なスケジュール

- 平成24年3月28日 : 消費者委員会食品表示部会  
(パブリックコメント、WTO通報結果等報告。表示基準案の審議。)
- 平成24年4月中目途 : 表示基準に係る改正内閣府令の公布、施行  
(経過措置期間は1年間を目途)

**(参考)食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令  
(平成 23 年内閣府令第 45 号)**

**特定保健用食品の表示基準**

(第 1 条第 2 項第 41 号)

特定保健用食品にあつては、特定保健用食品である旨(許可又は承認の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの(以下「条件付き特定保健用食品」という。))にあつては、条件付き特定保健用食品である旨) 許可又は承認を受けた表示の内容、栄養成分量、熱量、原材料の名称、内容量、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項及びバランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言

**アレルギー表示の省略規定**

(第 13 条)

第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、特定原材料を原材料とする加工食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの(以下この条において「特定加工食品」という。)にあつては当該特定原材料を原材料として含む旨の表示を省略することができ、特定加工食品(乳(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和 26 年厚生省令第 52 号)第 2 条第 1 項に規定する乳をいう。以下同じ。))を原材料とするものを除く。)を原材料とする加工食品にあつては特定原材料を原材料として含む旨の表示は、当該特定加工食品を原材料として含む旨の表示をもって、これに代えることができ、特定原材料に由来する添加物を含む食品であつて、当該特定原材料又は当該特定原材料を原材料とする特定加工食品を原材料として含む旨を表示しているもの及びその名称が当該特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができ、特定原材料に由来する添加物であつて、その名称が特定原材料に由来することが容易に判別できるものにあつては当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。

**紛らわしい名称等の表示禁止規定**

(第 1 条第 6 項)

保健機能食品以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならない。